

青森市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

「電気通信事業法」の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

2 改正内容

第14条の2関係（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第二号口」を「電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第三号口」に改める。

※条文中「移動端末設備」について定義する電気通信事業法において第2号が新設され、参照条項の移動が生じたもの

改正後	改正前
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第十四条の二 前条の規定にかかわらず、被登録者は、自らの個人番号カード（…）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第十二条の二第四項第三号口</u>に規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（…）に必要な操作を行うことで、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第十四条の二 前条の規定にかかわらず、被登録者は、自らの個人番号カード（…）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）<u>第十二条の二第四項第二号口</u>に規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、多機能端末機（…）に必要な操作を行うことで、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

3 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日